

の苗保證金要求は未解決  
八月七日、弓削支那員二十五名對地主十四名の苗代要求  
は一反割六圓の保證金で解決した。  
以上主なる争議の概況であつて日常勇取に關ひ續けてる。

質問なし

8、農案審議

一、土地取上立入禁止立毛差押反對の件

野澤 四郎 説明

本案は吾々の満足する迄毎年の大會に於て其の主張を繰  
り返すのである。

質問なし

可決

二、水害地小作料減額争の件 小坪 繁太

説明

二十何年振の水害で特に三井郡筑後川流域地方は被害が  
大きい小作料をまけさせねばならぬ。

質問なし

可決

三、小作争議對策の件

野口 彦一 説明

採扱の十七町歩の土地明渡し小作争議は地主側は川口辯  
護士に小作人側は大石辯護士を立て、對抗、其他大城村  
支部北野町某の小作争議目下繼續中であるか一致協力し  
て争議を應援せよ、幹部のみの方では解決しない。小作  
人が團結力如何である、地主は諸君の團結の力をよく知  
つて来たから、自分の事として裁判所に應援に出かけよ

質問なし

可決

四、農民組合戰線統一の件

田原 春次 説明

一昨年の大會以來決定してゐる本案は全農の旗の下に統